

第 4 5 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

足立区道路占用料等徴収条例（昭和 2 8 年足立区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる仮設収容施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	9,440
---	----------------------	-------

を

「

令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる仮設収容施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	9,440		
令第 7 条第 6 号及び第 1 1 号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 0.011 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のもの		A に 0.012 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.024 を乗じて得た額

に

」

改め、同表令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場の部中「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 7 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 8 号」に改め、同表令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物の部中「第 7 条第 8 号」を「第 7 条第 9 号」に改め、同表令第 7 条第 9 号に掲げる器具の部中「第 7 条第 9 号」を「第 7 条第 10 号」に改め、同表令第 7 条第 10 号及び第 11 号に掲げる施設の部を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路法施行令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。